

平成30年9月20日

会員各位

宮城県中小企業団体中央会

適正な下請取引を推進し、下請事業者の利益保護を図る目的で、講習会を開催します。

下請取引講習会

～適正な取引で、円滑な事業運営を～

企業の法令順守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

<下請法とは？>

「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」は、下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律です。製造業やサービス業など、幅広い分野において適用対象となり、親事業者の禁止行為なども具体的に定められています。

<下請法に違反すると…？>

行政処分を受けるだけでなく、**企業名・違反事実の概要などが公表され**、企業イメージを損ない、社会的評価の低下を招く可能性があります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

<消費税転嫁対策特別措置法とは？>

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたたき、報復行為により**消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を拒否すること等を禁止する法律**です。

開催日時：平成30年10月11日（木）

講座①下請代金法【基礎コース】 13:30～15:00

講座②消費税転嫁対策特別措置法 15:10～16:40

会場：TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口

カンファレンスルーム 8J

仙台市青葉区花京院 1-2-15 ソララプラザ 8F ※裏面地図参照

講師：弁護士 遠藤 啓之 氏（東京弁護士会所属）

参加料：無料

定員：30名

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申し込みください。

申込締切：平成30年10月9日（火）

※定員になり次第締め切らせていただきます。

お問合せ：宮城県中小企業団体中央会 運営支援第一課 佐野・穴山

TEL：022-222-5560 FAX：022-222-5557

下請取引講習会 参加申込書

宮城県中小企業団体中央会 行

< F A X 0 2 2 - 2 2 2 - 5 5 5 7 >

平成 30 年 月 日

所属団体名（組合名等） _____

事業者名（組合員名等） _____

申込み担当者所属 _____ 担当者名 _____

ご連絡先電話番号 _____

参加者名	部署・役職

※ご記入いただいた情報は適切に管理し、本セミナー運営のみに利用いたします。

■ TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 カンファレンスルーム 8J

（仙台市青葉区花京院 1-2-15 ソラプラザ 8F） T E L : 022-200-2618

■ アクセス： J R 仙台駅・市営地下鉄仙台駅 徒歩 3 分

